

## 地方公共団体の歴史的公文書の利用の促進について

永野 晴 康\*

(2020年12月1日 受理)

### A Study on the Promotion of Use of Historical Public Records and Archives of Local Entities

Haruyasu NAGANO\*

**Keywords:** public records and archives 公文書, promotion of use 利用の促進, local entities 地方公共団体

#### 1. はじめに

現在、地方の公文書館において展示等による歴史的公文書の利用が行われているが、歴史的公文書そのものの重要性の理解を深めることにとどまらず、歴史的公文書の活用法を考案することは非常に意義がある。本稿では、まず、地方公共団体の公文書管理の現状を確認し、次に、防災教育や地域人材の育成を題材として、歴史的公文書の活用を考えることで、地方公共団体の公文書館の有する歴史的公文書の有効な活用について考察したい。

公文書管理法34条は、「地方公共団体の文書管理」に関して、「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない」と規定する。地方公共団体の文書管理について、地方公共団体の自主性を尊重する観点から、国として地方公共団体に対する条例の個別の規定に関する具体的な見直しを要請するわけではない。地方公共団体は、憲法に定められた地方自治の本旨により、条例制定権の行使による公文書管理条例の制定など、公文書管理法全体の内容を踏まえて、自律的に必要な措置を講じることが求められている<sup>1)</sup>。そのうえで、国は、地方公共団体に対し、公文書管理法の制度、運用について必要な情報提供その他の支援を行う。

公文書管理法34条は、「必要な施策」について、その内容を明示してはいない。地方公共団体が条例を制定する場合に、公文書管理法の規定内容に逐条的に対応させた条例の規定を準備することは要せず、公文書管理法の趣

旨にのっとり、地方公共団体は、必要な施策を策定し実施することになる。ただし、この場合、公文書管理法の趣旨からは、文書の適正な管理、そして、歴史公文書等の適切な保存及び利用の観点を含んでいると解される<sup>2)</sup>。具体的には、多様な内容が想定されるが、公文書の適正な管理の観点から、公文書管理条例の制定の推進が挙げられる<sup>3)</sup>。また、歴史公文書等の適切な保存及び利用の観点から、公文書館や公文書館的機能を有する施設の整備が挙げられる<sup>4)</sup>。

公文書管理条例の制定に関して、2018年に実施された総務省の調査によると、都道府県に限ると、公文書管理条例を制定しているのは、東京都、鳥取県、島根県、愛媛県、熊本県の1都4県であり、その他の道府県は、規則、規程、要綱等、その他の規律で公文書管理を行っている<sup>5)</sup>。また、公文書館の設置に関して、同調査によると、都道府県のうち公文書館を設置しているのは、33都道府県である。設置に向けて検討中が2、設置するかどうかも含め検討中が5、検討していないが6、不要が1という結果であった<sup>6)</sup>。

他方、既に公文書管理条例を有する地方公共団体に関しては、公文書管理法の趣旨に沿う条文の整理が必要となる<sup>7)</sup>。同様に、既に公文書館や公文書館的機能を有する地方公共団体は、その施設の運営が公文書管理法の趣旨に沿うよう見直しに努めなければならない<sup>8)</sup>。

本稿では、主として、公文書館の保有する歴史的公文書の利用の促進について考察を行う。まず、公文書管理法は、「利用の促進」に関して、「国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等（第十六条の規定により利用されることが出来るものに限る。）について、展示その他の方

\* 広島女学院大学人間生活学部生活デザイン学科准教授

法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない」(法23条)と規定している<sup>9)</sup>。同様の条文は、地方公共団体の公文書管理条例にも存在し、例えば、2019年に制定された高知県公文書等の管理に関する条例(以下、「高知県公文書管理条例」とよぶ)では、利用の促進という見出しで、第26条が、「知事は、特定歴史公文書等(第16条の規定により利用させることができるものに限る。)について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない」と規定する。国立公文書館等と同様に、地方公共団体の公文書館においても、その根拠法規に基づき、今後ますます、保存する公文書の利用の促進を行うことが要請されよう<sup>10)</sup>。

以下では、地方公共団体の公文書館の最近の展示企画の例を取り上げ、地方公共団体の公文書館の有する歴史的公文書のさらなる利用の促進について考察を行いたい。

## 2. 防災教育と歴史的公文書の利用

### (1) 高知県立公文書館の概要

歴史的公文書の利用を考えるにあたって、高知県立公文書館の最近の展示企画を例に取り上げたい。高知県公文書等の管理に関する条例(以下、高知県公文書管理条例という)は、2019(令和元)年7月に公布され、翌2020(令和2)年4月1日に施行された。同年同日には、高知県立公文書館が開館した。高知県立公文書館は、高知市丸の内一丁目という高知市の中心地に位置し、近隣には、高知県庁や高知城がある。3階建ての建物には、公文書館と公文書館以外の施設が入っている<sup>11)</sup>。公文書館の施設に限定すると、1階に展示室、2階に閲覧室、研修室、事務室、書庫、作業室、3階に、会議室1室、講座室4室、書庫が配置されている。

高知県立公文書館は、2020(令和2)年4月に開館され、公文書館の活動を開始して間もないが、2020年8月から9月には、災害に関する展示企画が開催された。高知県公文書管理条例第26条は、利用の促進について定めており、「知事は、特定歴史公文書等(第16条の規定により利用させることができるものに限る。)について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない」と規定する。そのために、公文書館の1階には、来館者がすぐに見学が可能な展示室が設けられている。

### (2) 企画展示

2020(令和2)年8月3日から9月30日にかけて、「災害との闘い—災害記録を未来に伝える—」という防災に関する企画展示が行われた。地方公共団体の公文書館の展示企画は、その地域の歴史に結びついている<sup>12)</sup>。高知

県は、台風をはじめ自然災害が多い地域である。今回の企画は、高知県の3つの大規模な自然災害(昭和47年繁藤災害、昭和50・51年連年災害、'98豪雨災害)について、当時の様子や県の取り組みを公文書等の記録から振り返る展示企画が中心となっている。特定歴史公文書等(主要災害記録)、行政資料(高知県災害異誌等)、県広報誌「県民グラフ」(昭和50年11月発行)、写真資料、地図、映像資料といった災害に関する記録が展示され、残されたメッセージを将来の教訓として未来につなぐことを意図している<sup>13)</sup>。

展示は、三部から構成される。それぞれ、過去の3つの自然災害、高知県における主な災害の歴史、防災事業の取り組みとなっている<sup>14)</sup>。

第一部の「過去の3つの自然災害」では、繁藤(しげとう)災害、昭和50・51年連年災害、1998年豪雨災害の様子が、25の展示資料によって紹介されている。繁藤災害では、1972(昭和47)年7月5日に発生した大雨に起因する土砂災害などがもたらされた。昭和50・51年連年災害では、1975(昭和50)年の台風5号と台風6号、さらに、1976(昭和51)年の台風17号による鏡川の氾濫や土砂災害などがもたらされた。1998(平成10)年の豪雨災害では、秋雨前線や暖湿流の影響による豪雨で、県都水没と言われるほどの被害もたらされた。昭和50・51年連年災害に関する展示資料の中には、鏡川激甚災害対策特別緊急事業全体設計書といった鏡川の緊急的な改修工事の実施に関する歴史的公文書などが含まれている。

第二部では、高知県における主な災害の歴史が紹介され、1969(昭和44)年から2019(令和元)年という住民にとっていまだ記憶に残る大きな災害、災害に関連する各種法規、現在の高知県の取り組みが紹介されている。さらに、高知の古い歴史に遡り、前代編として、古代から1881(明治14)年まで、近代編として、1881(明治15)年から1966(昭和41)年に至る高知で発生した災害が、郷土史誌や気象観測資料、地図等で紹介されている。

最後に、第三部として、防災事業の取り組み—明日への備え—として、現在の高知県の防災への取り組みが紹介されている。この中には、高知県内の土砂災害防止法で定められた土砂災害警戒区域(イエローゾーン)と土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)の指定状況、高知県と県内の市町村の取り組み、防災学習の紹介、高知県防災砂防課や河川課の現在の取り組みが紹介されている。

### (3) 土砂災害対策

これまで大きな災害を経験してきた地域として、今後の防災の観点から、土砂災害の対策は欠かせない。展示の最後には、現在の高知県の土砂災害対策に関する取り

組みが紹介されている。土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」と呼ぶ）は、土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域について定めている。土砂災害警戒区域について、土砂災害防止法7条1項は、「都道府県知事は、基本指針に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害（河道閉塞による湛水を発生原因とするものを除く。以下この章、次章及び第二十七条において同じ。）を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域として指定することができる」と規定する。また、土砂災害特別警戒区域について、同法9条1項は、「都道府県知事は、基本指針に基づき、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室（建築基準法第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。）を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定することができる」と規定する。

このように、土砂災害防止法に基づき、将来の災害に備えて、危険な地域が事前に公表されている。都道府県知事が指定する土砂災害警戒区域は、通称、イエローゾーンと呼ばれる。また、この警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域を前提に、都道府県知事が指定する土砂災害特別警戒区域は、通称、レッドゾーンと呼ばれる。

歴史的公文書による過去の災害の歴史を知るとともに、土砂災害に対する現在の取り組みを周知する企画となっている。今後は、現時点での土砂災害の危険性や行政の取り組みの周知に加え、実際の防災教育につなげることが重要であることは間違いない。

#### （４）防災教育と公文書の利用の促進

ここでは、防災教育と公文書の利用の促進について考察したい。国全体、広域的な地域全体の防災教育もあるが、身近な地域における防災教育については、当然ながら、その地域の住民の関心が非常に高い。現在、行政、地域の自治会、学校、社会教育施設、NPO等、多様な団体が防災教育を行っている。図書館や公民館といった地

域に根ざした社会教育施設と同様に、地方の公文書館が防災教育へ積極的に関与することを考えてみたい。

##### 1) 防災計画と防災教育

災害対策基本法は、地方公共団体の防災計画について定めている。都道府県及び市町村は、防災計画の作成義務を有するとともに、防災基本計画の中で、同法で規定された防災に関する広範な事項を定めなければならない。そのような事項の中に、防災のための教育及び訓練に関する事項が含まれている。まず、災害対策基本法40条は、都道府県地域防災計画について定める条文である。都道府県の防災会議は、国の中央防災会議の作成した防災基本計画に基づき、都道府県地域防災計画を作成しなければならない。同条2項は、都道府県地域防災計画において定める事項を、1号から4号にわたって列挙している。そのうちの2号の中に、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防があげられている。

同様に、災害対策基本法42条は、市町村地域防災計画について定めた条文である。市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成しなければならない。同条2項は、市町村地域防災計画において定める事項を、1号から4号にわたって列挙している。そのうちの2号の中に、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防があげられている。

ここで、市町村の地域防災計画に定められる防災のための調査研究、教育及び訓練の中には、例えば、公民館や図書館といった社会教育施設における防災教育が考えられる。従来、地域の防災活動を担っていた町内会や自治会による自主防災組織に加え、現在では、地域の学校、企業、商店街などの広範な組織、機関、個人が連携・協力し、地域防災ネットワークの構築が進められている。社会教育施設もそのネットワークの一員としての役割が期待されている<sup>15)</sup>。同じように、そのような地域連携の中で、防災教育における公文書館の役割が考えられる。

防災教育の目的には多様なものがある。大別すると、個人的な目的と集団的な目的とに分けられる。個人的な目的とは、災害に強い人間を育てることである。災害に強い人間とは、自己の責任によって災害から身を守るという自助の精神と災害時に自ら考え行動する態度や能力を備えた人間のことであり、そして、集団的な目的とは、災害に強い地域をつくることである。災害に強い地域とは、災害時に相互に助け合い被害を最小限に食い止めることができる地域である<sup>16)</sup>。このように、災害目的を2つの方向から区別した場合、その地域における過去



の災害に対する個人の対応、そして地域の対応の両者について、公文書館の保存する資料から学ぶことができれば、防災教育として極めて大きな意義がある。災害の被害の大きさを紹介することに加えて、どのような行動が個人や地域を救ったか、あるいは、犠牲につながったかなどを学ぶことができれば、個人として、地域として、今後どのような対策や対応をすべきかがより明らかになってくる。

## 2) 公文書館の防災教育における地域連携

防災教育において、町内会や自治会といった自主防災組織、地域の学校、企業、商店街などの広範な組織や機関、個人、そして公民館や図書館等の社会教育施設を含む行政の連携・協力した地域防災ネットワークの構築について、社会教育施設の役割が注目されている。従来の防災教育の在り方に関して、防災や減災の点から、それぞれが実施している既存の事業の見直しを行い、社会教育施設による地域の各種防災事業へ積極的な関与、学習プログラムや教材の開発・提供などが提案されている<sup>17)</sup>。このような視点から、公文書館が防災教育に関する地域連携の枠組みの中で、例えば、過去の災害に関する資料、災害に対する当時の人々や行政等の対応を具体的に認識させる資料を紹介することで、防災教育のネットワークの一端の役割を果たすことができる。

さらに、公文書館は、本来の役割として、過去の災害に関する地方公共団体の公文書のみならず、当該地域に対する国からの各種法令や通知等の公文書を保存している。このような一連の公文書は、災害発生時には、対処的なものであることが多く、体系的な理解が難解である。しかし、一定の時期をおいて整理しておくことで、将来の災害発生時に非常に有効な行動の対処指針を与えてくれるであろう<sup>18)</sup>。公文書館が防災教育に関する地域連携の一端として機能することにより、公文書や公文書館の位置づけが住民にとって、より身近な存在となり、地域の記憶をたどるために不可欠な場所として認識されるであろう。

## 3. 地域産業と歴史的公文書の利用

### (1) 徳島県立文書館の概要

地域の産業と歴史的公文書の利用の促進を考えるにあたって、徳島県立文書館を例に挙げたい。徳島県立文書館は、徳島市八万町にある徳島県文化の森総合公園内に設置されている。徳島県文化の森総合公園は、徳島県の個性豊かな文化を振興、魅力のある地域づくりに寄与するため、県民の文化活動の拠点として（徳島県文化の森総合公園文化施設条例1条）、1990（平成2）年に開設さ

れた。この総合公園内には、徳島県立図書館、徳島県立博物館、徳島県立近代美術館、徳島県立文書館、徳島県立二十一世紀館、徳島県立鳥居龍蔵記念博物館といった徳島県の重要な文化施設が集められている（同条例2条）。条例制定段階で、既に文書館の設置が決まっており、徳島県にとって文書館の重要性が認識されていた<sup>19)</sup>。

他方、徳島県立文書館の建物は、旧徳島県庁舎の玄関部分をはじめ、玄関ポーチの石組、街頭の台座、車寄せの縁石等、旧徳島県庁舎<sup>20)</sup>の建材を利用するなど、建造物としての文書館の重要性を非常に重視している<sup>21)</sup>。

また、2020（令和2）年11月3日には、徳島県文化の森総合公園は、開設30周年を迎えた。これを記念して、上述の6館では、これまでの活動を紹介する企画が行われた<sup>22)</sup>。

### (2) 企画展示

ここでは、徳島県立文書館の第60回の企画展である「藍を作り、藍を売る—阿波の主産業・藍—」<sup>23)</sup>について取り上げる。徳島と藍の産業との関わりを見ることで、地域産業と歴史的公文書について考えたい。藍作は、江戸期を中心に、阿波徳島の主要産業であった。この企画展示は、その藍作産業を生産面と流通面の双方に焦点を当てたものとなっている。現在、東京オリンピック2020のエンブレムとして、組市松紋の模様において藍が採用されたことも話題になっている<sup>24)</sup>。

展示内容は、阿波の藍作、植物としての藍、作物としての藍、栽培地域、藍作人、加工、藍業、阿波国と藍商、藍商と文化貢献について、それぞれ、阿波の方言をおりませた親しみのもてる質問形式に対し、展示物と解説で藍の産業について分かりやすく理解できるようになっている。展示企画の説明を深く掘り下げるために制作されたパンフレットは、内容が充実しており、一連の藍の産業の各場面を丁寧に説明するものである。

阿波地方で藍作が発展した大きな背景に、吉野川の氾濫によって形成された恵まれた沖積層の土壌がある。藍作地域の土壌は、藍の育成にとって最適であった。吉野川の氾濫は、当時の住民にとって災害であることはもちろんであるが、藍作にとっては大きな恵みとも言うこともできた。耕土が深くなり、地下水が豊富で、氾濫による微量要素を含む土砂の流入などがある。微量要素とは、植物の生育に欠かせない成分のうち、その必要量が微量なもので、連作障害となる有害物質を洗い流し、土壌に新たな活力を生じさせる効果があった。例えば、現在では、吉野川の氾濫がないために、各種の微量要素が人為的に投入しなければ、作物が生育しないと言われている<sup>25)</sup>。

展示資料を追うことで、藍の栽培からはじまり、藍作

に携わる人々の作業や生活、阿波を離れての江戸や大阪、新潟等での藍の商売の様子、藍の商人の文化への貢献等を良く理解することができる。

### (3) 大学との連携

今回の企画展示において、地域の大学との連携もある。徳島県立文書館における展示では、地元の四国大学の学生によって製作されたパネルが展示された。このパネルは、四国大学研究ブランディング事業で制作されたもので、藍をめぐる産業を分かりやすく紹介している。四国大学研究ブランディング事業とは、「藍の地の拠点」の構築を目的とし、藍文化の伝承と体系化、藍の栽培と染め技法の技術開発、藍の科学的分析、藍を活かした新たな産業の興隆というテーマを掲げ、2017年（平成29）年から、5カ年計画で実施している事業である。また、阿波藍に関する教育研究実績を継承・発展させ、産学公連携研究推進による四国大学のブランド向上を目的としている。Shikoku University-Brand Accumulation as Research Universityの頭文字をとって、SUBARU事業という愛称をつけ、「阿波藍」の新たな価値創造を目指した文化的・科学的研究及びその魅力発信・人材育成拠点の構築のために、以下の5つの方向性を打ち出している<sup>26)</sup>。

- ① 藍文化の体系化→藍の博物館
- ② 藍の栽培方法及び染め技法の技術開発
- ③ 藍の科学的分析
  - ・ 染色藍→大学オリジナル SU Blue の提案
  - ・ 食用藍→機能的表示食品の開発
- ④ 藍の知の拠点化→連携・世界情報発信
- ⑤ 地域教育の展開→地域貢献人材育成

このSUBARU事業では、徳島県や地元自治体、関連企業・経済界との連携も積極的に行っている。徳島県立文書館の第60回の企画展である「藍を作り、藍を売る—阿波の主産業・藍—」において、SUBARU事業で制作した石井町教育委員会所蔵の藍絵巻「藍農工作之風景略図」のパネルとSUBARU事業紹介のパネルが展示されたのもその一環である。

### (4) 地域人材

その地域の過去の産業や現在まで続く産業を学ぶことで、地域の活性化に活かすことができる。四国大学のような地域に根ざした大学の地域に根ざした取り組みが、地域にとっても、大学にとっても有益であろう。現在の地方創生や地域再生等の国の方針に基づき、多様な政策が展開されている。このような動きの中で、例えば、社会教育施設において、多様な視点からその担い手を育成しようという動きがある<sup>27)</sup>。社会教育施設の活動を参考に、地方公共団体の公文書館がその活動の一端に加わる

ことが考えられる。地域人材の育成は、多様な分野に及び、テーマによって、公文書館の有する歴史的文書や行政機関との橋渡しとしての役割を果たすことができよう。

### 4. 社会教育と公文書館の役割

教育基本法12条1項は、社会教育について、「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない」と規定する。この場合、個人の要望と社会の要請は、どちらが優先するかということは、教育基本法や社会教育法からは明確ではない<sup>28)</sup>。社会教育法2条は、同法にいう「社会教育」を、「学校教育法又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう」と定めている。主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動という文言からも、社会教育において、個人の要望よりも社会の要請へこたえることが優先されるということまでは明らかではない<sup>29)</sup>。しかし、組織的な教育活動という文言や社会教育の趣旨から、より緊急性を要する社会的な課題は、優先される重要な事項である。その観点からも、防災教育は、社会の要請としても非常に優先度が高い事項となる。また、地域を担う人材の育成は、地域の社会の根幹として不可欠である。

教育基本法12条2項は、「国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない」と規定する。この条文の中に、直接、公文書館という用語は、明示されていない。また、社会教育法の中にも、公文書館に関して、直接、言及する条文も存在しない。したがって、公文書館を社会教育施設ということは困難である。しかしながら、社会教育施設と連携しながら、公文書館が公文書館の有する公文書の利用の促進の一環として、より積極的に社会教育活動に関与することは、保存する資料の積極的な活用にもなり、望ましいことであろう。

そのためにも、歴史的公文書の利用が、公文書館と地域の住民や団体、社会教育施設、広く行政との有機的な連携の中で促進されることが望まれる。例えば、公文書館における展示室での啓蒙活動にとどまらず、その展示が各種ネットワークの中の防災教育の一貫を担うことができれば、地域に根ざした公文書館という実感が住民に

も芽生えるであろう<sup>30)</sup>。公文書館の保存する公文書の価値が、計画された防災教育の端緒として価値を持つことは、防災教育を主催する者にも、防災教育に参加する者にも非常に有益である。さらに将来的には、地方公共団体の創意工夫によって、公文書館や公文書館的役割を有する施設が、より積極的な社会教育活動への参画、さらには、社会教育施設化なども考えられなくはない。

## 5. おわりに

本稿では、公文書館の有する歴史的公文書のさらなる利用の促進について考察してきた。公文書館の保存する資料は、地域の防災教育や地域の発展にとって有為なものである。現在の公文書館の業務からは限界もあるが、様々な分野の歴史的公文書を地域の住民や社会教育施設、学校等との有機的連携の一端、端緒として捉え直すことで、地方公共団体の有する歴史的公文書をより良く活用する機会を提供することができ、地方公共団体の公文書館が地域に根ざした存在になっていくであろう。

## 注

- 1) 公文書管理研究会 第34条（地方公共団体の文書管理）『実務担当者のための逐条解説 公文書管理法・施行令』ぎょうせい 2019年 p. 131
- 2) 公文書管理研究会 前掲書 p. 131
- 3) 小町谷育子, 第34条（地方公共団体の文書管理）, 右崎正博・三宅宏編『情報公開法を進めるための公文書管理法解説』, 日本評論社 p. 231
- 4) 小町谷育子, 前掲書, p. 231
- 5) 総務省自治行政局行政経営支援室「公文書管理条例等の制定状況 調査結果」平成30年3月（2018年）
- 6) 総務省自治行政局行政経営支援室 前掲調査報告。
- 7) 小町谷育子, 前掲書, p. 231
- 8) 小町谷育子, 前掲書, p. 231
- 9) 公文書管理法2条3項において、「国立公文書館等」とは、①独立行政法人国立公文書館の設置する公文書館、②行政機関の施設及び独立行政法人等の施設であって、前述①の施設に類する機能を有するものとして政令で定めるものをいう。
- 10) 利用に関する概念の変遷につき、参照、梅原康嗣「公文書館における学習支援活動について」『北の丸第49号』p. 36-39。ここでは、公文書館における利用・普及の理論的検討がなされている。また、参照、同書 p. 39。ここでは、公文書管理法にみる利用の促進が論じられ、学習支援活動を法23条に読み込む試みがなされている。
- 11) 公文書以外の施設としては、高知まんがBASE、高知城観光ガイド詰所、高知県生涯学習支援センター、高知こどもの図書館が入っている。
- 12) 公文書館の企画に関して、フランスの制度が参考になる。フランスの（公）文書行政では、その年に応じた主要な出来事を事前に選出してまとめておく制度があり、書籍としてもまとめられる。つまり、文化省文化遺産総局フランス省庁間アーカイブス部の下に置かれた国家記念高等委員会は、基準年を設定し、その基準年から50年や100年という区切りの良い記念の年と、フランスの歴史にまつわる100の重要出来事、人物を選びだし、その解説をまとめている。それによって、国立公文書館や地方の公文書館は、展示をはじめとする様々な企画に活用することが可能となる。この仕組みに関して、参照、拙稿、国家記念の活用、フランスにおける地方公文書館制度の一側面、広島女学院大学国際教養学部紀要第4号、p. 41-43, 2017年
- 13) 災害は、地域にとっても重要な問題であり、過去を振り返り、未来を見据えて、現在で対策を行う必要がある。2020年は、コロナの感染症の問題を抜きに語ることができない年となる。地方公共団体のこの感染症の広がり状況や取り組みに関する文書も将来の重要な資料となっていくであろう。
- 14) 「災害との闘い—災害記録を未来に伝える—」の企画展示に関して、展示資料説明を参照にした。
- 15) 水谷修「第6章 社会教育を推進する地域ネットワークの形成 第4節 社会教育と地域防災ネットワーク」浅井経子・合田隆史・原義彦・山本恒夫編『社会教育経営論—新たな系の想像を目指して—』理想社 2020年 p. 200
- 16) 水谷修 前掲書 p. 201
- 17) 水谷修 前掲書 p. 202
- 18) 図書館の行う業務として、復興情報のアーカイブ化が提案されている。参照、岡本正『図書館のための災害復興法学入門 新しい防災教育と生活再建への知識』樹村房, p. 51-53 2019年
- 19) 文書館設立推進協議会『徳島県立文書館設立運動の歩み』（教育出版センター 1998年）は、第一部 実現する文書館（徳島県立文書館基本構想報告書、文書館資料収集基準案等の資料）、第二部 設立運動の記録として、という2部から構成され、徳島県立文書館の設立に至る過程を知ることができる。文書館設立推進協議会の井口貞夫会長の発刊の辞では、当初の文化の森構想には、文書館が入っておらず、県民の要望、文書館設立推進協議会の活動によって、過去の実績をもたない文書館が文化の森構想の構成施設として、他の施設とともに同時開館にいたる感慨が表明されている。
- 20) 徳島県立文書館「文書館のあらまし」。この資料によると、旧徳島県庁舎は、1930（昭和5）年に、元国技館、神宮外苑球技場、学生会館等の建設に携わった工学博士佐野利器（よししたか）の指揮によって建設された。関東大震災の地震、火災の被害の反省から、燃えない建物として脚光をあびていた日本の鉄筋コンクリート建築の初期代表的建築物であった。
- 21) 旧徳島県庁舎の建材を利用することは、旧徳島県庁舎から文化の森総合公園への建材の移動も必要となり、総工



- 費9億円のうち、移築費として1億円余分に必要とされた(徳島県立文書館「文書館のあらまし」)。地方の公文書館建設に際して、地方のアイデンティティと建築物を結びつける傾向として、参照、拙稿、フランスにおける地方公文書館制度の一側面、広島女学院大学国際教養学部紀要第4号、p. 40-41、2017年
- 22) 第61回企画展「文化の森の30年」。期間は、2020年10月27日～2021年1月24日。場所は、徳島県立文書館展示室
- 23) 期間は、2020(令和2)年8月4日～同年10月25日。場所は、徳島県立文書館展示室
- 24) 2020年の東京オリンピックのエンブレムのデザインとして、組市松紋(くみいちまつもん)が採用された。このチェッカーデザインは、歴史的には、世界中で愛され、日本では江戸時代に「市松模様(いちまつもよう)」として広まり、日本の伝統色である藍色で、粋な日本らしさが描かれている。公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 HP、東京2020エンブレム、<https://tokyo2020.org/ja/games/emblem/>(2020年11月15日)
- 25) 徳島県立文書館 第60回企画展「藍を作り、藍を売る—阿波の主産業・藍—」パンフレット 徳島県立文書館 2020年 p. 6
- 26) 四国大学 HP、四国大学研究ブランディング事業事業概要 SUBARU 事業、<https://www.shikoku-u.ac.jp/subaru/overview/>
- 27) 松橋義樹「地域人材養成・研修プログラム」浅井経子・伊藤康志・白木賢信・原義彦編著『生涯学習支援論—理論と実践—』p. 137-142
- 28) 社会教育法1条は、この法律の目的という見出しで、「この法律は、教育基本法に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする」と定めるにとどめている。
- 29) 教育法2条1号から5号に定められた教育の目標が、「社会の要請」として解釈されることについての危惧につき、参照。長澤成次、教育基本法12条(社会教育)の解説、荒牧重人・小川正人・窪田眞二・西原博史編『新教育基本法コンメンタル教育関係法』2015年 日本評論社 p. 49。ただし、個人の要望と社会の要請の優先が論じられているわけではない。
- 30) ここでは、公文書館の有する資料が住民の生命や身体を守るための防災教育に果たす役割を論じている。災害から公文書館が保存する公文書を守る防災活動が公文書館にとっての本質的な任務であることは言うまでもない。